

# 奈良県東北部村落における宮座の組織と儀礼

室生村多田・染田を中心に 上野和男

The Miyaza System and Rites in Northeastern Nara Prefecture

- ① 問題
- ② 多田の宮座
- ③ 染田の宮座
- ④ 結語

## 【論文要旨】

本稿は、一九九七年以降の現地調査もとづいて、奈良県東北部に位置する室生村東里地区の宮座組織と祭祀儀礼の構造について、多田と染田の二つの集落を中心に考察する調査報告である。本稿の主要な課題は次の二点である。第一は、宮座の家族レベルの構造原理である当屋制と、個人レベルの構造原理としての年齢序列がどのようにかかわっているかを、事例に即して考察することである。ここで対象とする地域においては、年齢順に着座したり祭祀の執行にあたるなど、年齢序列が一定の重要性を保持してきたことは事実である。したがってこの問題はこの地域の宮座が、宮座一般論に提起する問題のひとつである。第二は、宮座儀礼の構造の問題のひとつとして、宮座が実際にさまざまな祭祀を行う場合、その方法の問題がある。これはすなわち、特定の当屋に祭祀の役割や経済的負担を集中させるか否かの問題である。これまでの宮座研究ではこれに二つの型がみとめられることが明らかにされてきたが、

対象とする地域でどのような傾向がみとめられるか考察するのが第二の課題である。これらの課題について、考察の結果、次の結論を得た。ひとつは、この地域の宮座の基本的原理は家を単位とする当屋制原理であり、年齢序列はそのなかで個人の地位関係を設定する補助的な役割を果たしていると考えられる。いまひとつは、この地域の宮座は、特定の家に極端に集中させることを避け、複数の当屋が役割を分担したり、費用を負担する傾向が強いと考えられることができる。

## ①問題

本稿は、奈良県宇陀郡室生村旧東里地区の宮座についての調査報告である。奈良県の宮座については、すでに天理市荒蒔の事例を報告したことがある（上野和男一九九二）。荒蒔の宮座はいわゆる株座形態であったが、今回報告する室生村の宮座の多くは、いわゆる村座形態をとっている。また、荒蒔が奈良盆地の中央部に位置していたのに対して、今回の調査対象地は「大和高原」とよばれる奈良盆地東方の山間地域である。本稿は、一九九七年以降の現地調査もとづいて、この地域の宮座組織と祭祀儀礼の構造について、多田と染田の二つの集落を中心に考察してみたいと思う<sup>1)</sup>。

宮座は当屋制を原理とする神社祭祀組織であり、構成単位としての家の独自性を基礎としながら、対内的な家相互の平等性対等性と対外的な封鎖性排他性を特徴とする神社祭祀組織である。交代で祭祀当番を勤める当屋を設定し、一定期間当屋にさまざまな役割を集中する点において、宮座は短期的には特定の家に役割を集中するシステムをもつが、この当屋を一定の順序にしたがって構成メンバー間に巡回させることによって、長期的には特定の家や人物に役割を集中しない役割拡散のシステムをもつ組織でもある。当屋制を基本とし、これに年齢階梯制、双分制などによって秩序づけられた宮座の組織は、対内的対等性と対外的封鎖性を維持する機構である。一般的には、年齢序列は当屋制原理のもとでの当屋の順序を決定するひとつの基準にすぎないものであって、年齢序列を宮座の基本原理とみなすことはできないが、しばしば年齢の序列が重要な意味をもってきた地域もあった。ここで対象とする地域においても、年齢順に着座したり祭祀の執行にあたるなど、年齢序列が一定の重要性を保持してきた。家族レベルの構造原理である当屋制と、個人レベルの構

造原理としての年齢序列がどのようにかかわっているかは、この地域の宮座が、宮座一般論に提起する問題のひとつである。

また、宮座儀礼の構造の問題のひとつとして、宮座が実際にさまざまな祭祀を行う場合、その方法の問題がある。それにはおよそ二つの型がある。ひとつは、当屋に役割を集中し、当屋が氏子を代表して多額の金銭や労力を負担して祭祀を執行する型であり、いまひとつは、当屋が中心的役割を担う点は同様であるが、金銭負担や労力負担を村落ないし宮座全体で負担して祭祀を執行する型である。この二つの型によって具体的な祭祀の方法は大きく異なる。本稿でとりあげる奈良県大和高原の宮座の一般的傾向としては、「当屋負担型」の祭祀執行から、宮座全体の負担によって祭祀を執行する「宮座負担型」に移行しつつあるのが現状である。このような宮座祭祀の執行の問題もこの地域の宮座を考察する場合、重要な問題のひとつである。

この地域の宮座について、これまでにもかかわらずの調査が行われてきたもつとも早いのは、肥後和男が主宰した調査（肥後和男宮座資料一九三四）である。この調査では東里地区七集落のうち六集落について、詳細な調査が行なわれたが、本稿の対象のうち多田については調査されていない。この調査資料を現代と比較すれば、昭和初期以来のこの地域の宮座の変遷を明らかにすることができると考えられる。その意味でも肥後和男宮座資料は、きわめて重要である。戦後の『室生村史』（一九六六）のための調査では、染田と深野が対象となっているが、調査報告は簡潔である。この地域の村落についての総合的調査は、小原と上笠間を対象として明治大学社会学研究室によって行なわれたのが初めてである。この調査では村落全般にわたる民俗誌的調査が行なわれるとともに、村落組織の中核をなす宮座の詳細な調査も行なわれた（明治大学社会学研究室一九八〇、一九八一）。この調査の結果をもとに蒲生正男（一九八一）は、村落を構成する家族間の実質的平等原理が、宮座をはじめとするこ

の地域の村落構造を規定していると分析している。  
 本稿では、多田と染田の宮座の組織と儀礼について分析し、後に室生村東里地区の他の村落の宮座と比較考察を試みたいと思う。

## ②多田の宮座

### (1) 東里地区の宮座の概況

室生村は奈良県の東北部、奈良盆地の東にひろがる山間地域のほぼ中央部に位置する。七つの集落で構成される東里地区は、室生村のもととも北部の笠間川流域に位置し、室生村となる一九五五年までは山辺郡東里村であった。近世期の村落もこの七集落であり(「元祿郷帳」)、このうち染田と無山は多田の枝郷とされている。この笠間川の上流には、都祁村吐山集落がある。東里地区七集落の現在の宮座の状況は図一に示す通りである。この図には、各集落の宮座の座数と現在の例祭の日程を示した。これによれば、宮座が複数の座(いずれも二座)によって構成されている集落と、一座で構成されている集落とがあることがわかる。複数の座の名称は、本座・新座、

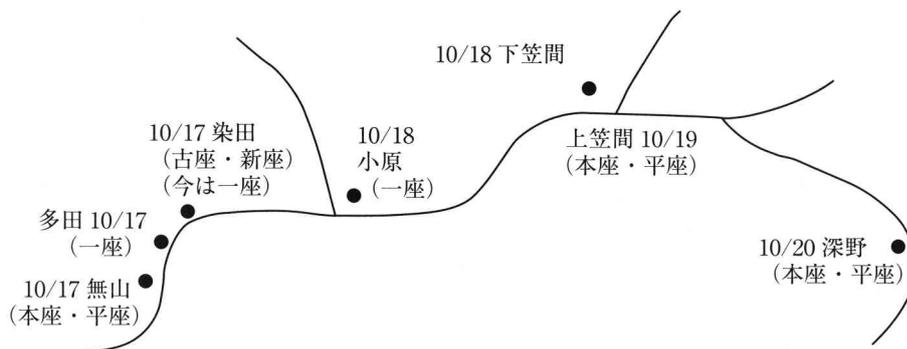


図1 東里地区(旧東里村)の各集落の宮座

もしくは本座・平座である。複数の座がどのような構成を示しているかは、「株座」「村座」の問題に関連してこの地域の宮座の考察において重要であると考えられる。また、各集落の例祭は二日間にわたって行なわれるが、現在の祭日はいずれも十月の後半に集中している。最近、土曜日から日曜日にかけて行なわれている集落も一部にあるが、おおよそ笠間川上流の集落から始まり、徐々に下流の集落に移行して行く。これは例祭における親族の招待に関連していると考えられる。東里地区でも例祭の際に、親族、とくに婚出した娘とその家族を呼び寄せる慣行がある。この事実は、蒲生正男(一九五二)が分析した都祁村吐山の盆の祖先祭祀儀礼トウマイリの日程の集落ごとのズレの問題を想起させる。単系親族組織をもたないこの地域では、双系的親族組織を機能させるためにあえてズレを生じさせていると考えられるのである。

### (2) 宮座組織

多田は、現在三十五戸の集落である。多田には、村組として三つの垣内があり、南垣内は十一戸、北垣内は五戸、西垣内は十一戸で構成される<sup>(2)</sup>。この他に村入りしていない家が八軒ある。八軒はいずれも最近の多田に居住した家々である。多田には、九頭神社と春日神社のふたつの神社が祀られている。集落の南端に位置する九頭神社はかつて多田氏が祭祀していたと伝承されるのに対して、集落の中央部



写真1 九頭神社(多田)

に祀られている春日神社は集落のカミと伝承される。春日神社は一時、九頭神社境内に移されたこともあったが、現在は旧地に戻されている。この地域一体では、神社の造営が二十一年に一度行なわれるが、九頭神社でもこの遷宮が行なわれる。最近では一九九五年に新社殿の造営が行なわれた。九頭神社境内には、九頭神社の他に蛙子神社、稲荷神社、金比羅大権現などが祀られている。本殿の手前には新築の社務所があり、例祭の直会はこので行なわれる。社務所は、かつて籠堂であった。

多田の宮座は一座の構成であり、その構成員は現在、二十四軒である。多田は村の人々の記憶の限り、古くから一座であった。本座、新座などは聞いたことがないという。宮座には特に名称は付けられていない。この宮座が九頭神社、春日神社双方の祭祀を担当するが、祭祀の中心は九頭神社である。宮座の当番は「当屋」もしくは「当屋神主」とよばれる。当屋はまた、「村神主」と呼ばれることもある。これは例祭に招く職業神主に対する呼び名である。当

屋は毎年二軒ずつ家並順につとめる。年齢順ではない。一九五〇年以降の当屋は、『昭和二十五年起 当屋神主引継目録 大字多田区』に記録されているが、それ以前の記録はない。この記録によれば、毎年例祭二日目の十月十七日に次年度の二人の当屋神主に引き継がれている。幕、幟、神主衣装、太鼓などの祭具や什器、記録帳、貯金通帳などもこのときに引き継がれる。この記録によって、多田の当屋



写真2 『大字多田補事行事記録帳』

が家並順に行なわれていることが明らかである。二人の当屋のうち年齢の上の当屋をアニカガンヌシ、またはアニドウヤ(兄当屋)、年齢の下の者をオトウトカンヌシ、またはオトウトドウヤ(弟当屋)とも呼ぶ<sup>(3)</sup>。兄当屋が中心になって当屋を勤める。弟当屋は兄当屋を補佐する。多田では当屋の家の入口に注連縄を張るなど、当屋を示すシンボルはとくにない。当屋とは別に多田には「一老」「二老」などの制度がある。これは宮座のメンバー全員(男子)が年齢順に「一老」「二老」……と名称がつけられ、なかでも「一老」「二老」が祭祀の進行などにおいて特別の役割を与えられている。一老のことを「年長」ともいう。現在の一老は、ここ四〇五年一老をつとめているという。

宮座祭祀の行事内容を記録した文書としては、『昭和三十七年一月十日 昭和六十一年十一月吉日改め 大字多田神事行事記録帳 多田区』がある。一年間の各行事の詳細な内容について規定しているとともに、忌服の範囲や代理出席などについて規程がある。この規程は一九六二年一月に定められたのち、一九七二年、一九八六年に改正されている。この他にも細かな改正が行なわれている。これらが多田の神社祭祀の戦後改革といわれる実態である。一九八六年改正時の「覚書」としてつぎの三点が記述されている。

- 「一、戸主の忌服の場合は宵宮の当屋座に代理出席を認める
- 「一、秋祭の御渡りお稚児は、やむを得ぬ場合は一人でもよい事
- 「一、鬼鎮、宵宮座に大字区民が認め都合悪き場合は、区長の承認を得て出席し、男女同権として、男女を問わず年長順に着座することを認める」

第一項と第三項はいずれも代理出席についての規程である。第一項は忌服の場合、第三項はその他戸主が都合により出席できない場合である。第三項は女性の代理出席を認めている。第一項の「当屋座」とは社務所で行なわれる当屋主催の直会のことである。この規程は、一九七二年の

改正の時から記述されている。つまり、一九七二年に女性の代理出席が始めて認められたことになる。したがって、以前の直会には男子のみの参加であった。一九九七年の例祭でも二人の女性が代理出席していた。ただし、規程にあるような年齢順ではなく、女性二人は末席に着座していた。代理出席に関連して、大正時代まで「男座」「女座」の別があった。男座、女座についての詳細は明らかでないが、いずれも当屋の家で行なわれた座で、男座には戸主、女座には戸主の妻が参加したといわれる。

この規程は直系親族、とくに父方親族を優先し、傍系親族、妻・母方親族の劣位におくものであり、一般的な服忌規程の原則に則した規程であるが、甥姪、従兄弟姉妹などの傍系親族の期間が他に比べて著しく短いのが特徴である。

多田にはかつて三畝のミヤダ（宮田）があった。宮田はトウヤ二軒で耕作し、うるち米ともち米をつくって例祭の供物にあてた。種籾は当屋それぞれの種籾を使用し、当屋から当屋に継承される種籾はなかったという。現在は当屋の田で供物の米は栽培する。

### (3) 宮座儀礼

#### 宵宮（十月十六日）

一九九七年十月の例祭では、宵宮から観察調査を実施した。その資料にもとづいて、九頭神社の宮座の儀礼を分析してみよう。

宵宮の行事は、朝のお渡りから開始される。朝七時、兄当屋の家に関係者（宮司、氏子総代、弟当屋、舞姫）が集合し、当屋のもてなしを受けた後、着替えを済ませ、御幣を先頭に行列して九頭神社に向かう。途中、春日神社に立ち寄り、参拝する。その後、九頭神社に参拝したあと、社務所で直会が行なわれる。

お渡りの一般の参加者は午前十一時半頃、盆を包んだ風呂敷包みを持ち参して社務所に集まる。風呂敷包みは終わったあと、残った料理を持ち

帰るためである。参加者は合計二十二二人。年齢順に着座する。一老、二老は正面の最上位の位置に着座し、三老以下は左右に互い違いに年齢順に着座する。宵宮には二人の女性が代理出席していたが、男子を合わせた年齢順ではなくて、末席に着座した。当屋の二人は、炊事場に近い末席に着座する。給仕のためである。炊事場には当屋の妻二人が炊飯と味噌汁の調理にあたる。まず約十分間、多田区の集落の寄合が行なわれる。ここで都祁水分神社の御札が配られたり、室生村からのパンフレットの配付などが行なわれる。のちにも直会の場が集落の寄合となる場面がみられた。

十分ほど経過してから、参加者の前には仕出し料理が配られる。これは料理のみであって、御飯や汁はついていない。かつては直会の料理は、各自が家から持参したが、十年ほど前から仕出し料理を取るかたちに変化した。これは参加者の負担を軽減しようとする変化と考えることがで



写真3 宵宮直会（10月16日）



写真4 当屋渡し（10月16日）

きる。また、それ以前の五、六十年前までは、直会は当屋の自宅で行なわれた。当屋の家で料理を作り、宮座の全メンバーに振舞った。この時の料理には、必ず里芋が調理されたという。現在の直会では、仕出し料理に加えて当屋の妻がつくった御飯、味噌汁、漬物などが参加者に配られ、当屋が「これから始めさせていただきます」と挨拶のあと、正午になると一老が「みな遠慮なしによばれてください」と声をかけ直会が始まる。最初は食事だけで、食事のあいだ参加者は全く無言である。十分ほどで食事はひとまず終了となる。このときも一老が、「みな呼ばれてくれたか、神主さんご苦労さん」と声をかける。つぎに酒が給仕され、一献、二献のさかずきが酌み交わされる。これも一老の指示によって行なわれる。

二献が終了すると給仕役を勤めていた当屋が来年度の当屋の前に着座して、この場で「当屋渡し」の儀礼が行なわれる。当屋渡しは、まず今年の兄当屋が酒を飲み、つぎに来年の兄当屋が飲む。つづいて今年の弟当屋、来年の弟当屋の順に酒が注がれて飲んだあと、今年の当屋が、「おかげさまで一年間、無事に勤めさせていただきました」と挨拶する。これに対して来年の当屋が、「村神主一年間勤めさせていただきました。よろしく願います」と挨拶して、五分ほどで終了となる。これで当屋がつぎの人に渡されたことになる。多田の当屋は十月から翌年十月間での一年



写真5 当屋



写真6 当屋に集合した神官、当屋、氏子総代 (10月16日)



写真7 宵宮のお渡り (10月16日)

間、九頭神社のさまざまな祭祀にあたる。当屋渡しまでが宵宮の儀礼であり、これが終わると参加者は正座をくずして宴会になる。ビールも出され、席は急に賑やかになる。

十二時に開始された直会は一時半頃までつづき、一度中断したのち、三時半頃から全員がふたたび着座し夕食となる。夕食の時にも、一老の指示で酒が出された。一九九七年の例祭では夕食を食べながら、溜池の魚を取る権利の入札が行なわれた。ここでも例祭の直会が一時的に集落の寄合に変化した。夕食の直会は四時すぎには終了し、散会した。宮座全体が参加する宵宮行事はこれで終了となるが、このあと当屋を中心に宵宮の「お渡り」の行事が行なわれる。

夕方五時、兄当屋の家に神官、当屋(四人、今年の当屋二人と来年の当屋二人)、氏子総代(三人)らが集合して、お渡りの準備が行なわれた。この時の準備の中心は、キョウゴクとよばれる二個の御供にワラを

巻く作業である。この作業は、垣内代表として参加した二老がつとめる。キョウゴクは二日目に九頭神社の神前に供えられる。

この作業が終わると膳が出され、六時半すぎにお渡りの行列が発する。提燈を手にした年寄を先頭に、御幣を持つ年寄、兄当屋（御幣をもつ）、弟当屋（太鼓をもつ）、氏子総代（御幣をもつ）、神官とつづく。途中、春日神社に立寄って簡単な神事をすませたのち、九頭神社に向かう。九頭神社では拜殿に神官、

当屋、氏子総代区長が着座して神事が行なわれる。このとき約三十人ほどの村人が九頭神社に参拝し、神事を見守る。一般の参拝者への接待は多田では行なわれない。宵宮の行事はこれで終了となる。

宵宮行事の前には、当屋が中心となってさまざまな準備が行なわれるが、その中心は宵宮の前日に兄当屋の家で行なわれる餅搗きである。餅は大きな三升の重ね餅を一組、小さな重ね餅を十組、それに宮座のメンバーに配る餅を二十四個作る。かつては大きな重ね餅を例祭二日目の直会で、宮座のメンバーの数に切り分けて持ち帰ったが、今は最初から二十四個の小さな餅をつくっているのので、切り分けることはない。このほか神前に供える供物の準備も当屋の役割である。

例祭二日目（十月十七日）

例祭二日目の行事は、兄当屋から出発するお渡りから始まる。朝九時すぎ、神官、氏子総代、当屋などが集合して、九頭神社に向けて出発す



写真8 宵宮神事（10月16日）



写真9 例祭当日のお渡し（10月17日）

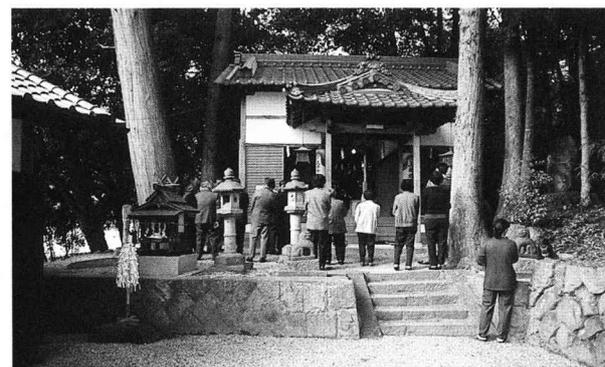


写真10 例祭が行われる九頭神社（10月17日）

る。お渡りの行列は前日の宵宮のお渡りの時の行列とほぼ同じであるが、新たに二人の稚児（女子）とその母親が加わる。また、行列の最後には五〜六人の村人も加わる。これも宵宮のお渡りの行列と異なる。行列は途中、春日神社に立寄り、神事を行なう。春日神社での神事では祝詞奏上も行なわれた。持参した御幣の一つは春日神社に供えられる。春日神社での神事が終了すると、再び行列をなして九頭神社に向かう。九頭神社での神事では、神官、当屋（二人）、氏子総代、稚児とその親（二組）、区長が拜殿に着座し、修祓、開扉、拝礼、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、撤饌、閉扉、拝礼の順で行なわれ、とくに変わった儀礼はない。供物には前日夕方に作ったキョウゴク、二四個の餅が含まれる。また、大きな重ね餅は本殿に、小さな重ね餅は境内の末社などに供えられる。

神事が終了すると、十一時頃から社務所で直会が開かれる。神官、一老、二老を上座にしてほぼ年齢順に着座する。この日の直会には前日よ

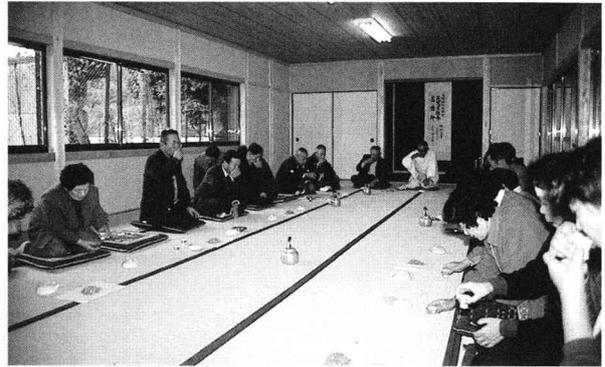


写真11 例祭当日の直会 (10月17日)

なわれる。

#### (4) 多田の宮座の特徴

ここで多田の宮座の特徴を要約しておこう。多田の宮座は、たどり得る限り伝統的に一座構成であり、本座・平座など東里地区の他の村落にみられるような複数の座を持ったことはない。したがって、多田の宮座は双分制な構造は持たない。多田の宮座は、最近の居住者は別として、多田に居住する家々の大半を組織した村座の形態である。現在の多田の宮座は二十四軒で構成され、毎年二軒ずつ当屋をつとめる。当屋の順序は家並順である。忌服などの事態がなければ、およそ十二年に一回当屋がまわってくることになる。これは極めて回転が早い。そのため当屋の負担を軽減するいくつかの処置が取られてきた。かつては宮田がそれであり、現在は村から毎年、祭祀の費用が当屋に渡されている。直会など

りも多い七人の女性が代理出席した。女性たちはほかの男性メンバーと混じることなく、末席の方に集まって着座した。各席には、サカズキ、小餅のほか酒の肴のチリメン(魚)が配られる。この日の直会には食事は出ない。直会は、乾杯のあと当屋の給仕で酒を飲むのみでとくに儀礼はない。一二時間には散会となった。直会の終了によって秋祭の儀礼は終わる。このあと、今年の当屋と来年の当屋の間で祭具などの物品の受け渡しが行



写真12 春日神社 (染田)

### ③ 染田の宮座

#### (1) 宮座組織

の宮座の行事には各家から一人(原則として戸主、世帯主)が参加するが、女性の代理出席も認められる。参会者は年齢順に着座するのが原則であり、直会の采配は最長老である一老がとる。また、毎年当屋二軒のうち、年長の家が兄当屋となって当屋の中心になるなど、年齢序列は当屋制原理の補助的な原則として機能している。

染田は多田の北東に隣接する現在五十一戸の集落である。五十一戸のうち三十戸が農家である。染田は中垣内(十三戸)、東垣内(十戸)、上之垣内(十戸)、辻堂垣内(十二戸)、桶屋垣内(七戸)の五つの垣内で構成されている。染田の集落の役員には、区長・副区長のほか五人の垣内組長がいる。染田の氏神は春日神社である。集落の北部に春日神社が祀られている。境内には、末社としての愛宕大権現、金比羅大権現のほか。かつて連歌会が開催されたことで知られる天満宮が祀られ、天満宮に隣接しては十輪寺があり、その西側には石塔墓地がある。春日神社の東側には社務所があり、ここでかすかずの宮座行事が行なわれる。

染田の宮座は、現在、地域別に東座・西座の二座の構成であ

るが、『室生村史』（一九九六六）によれば、かつては古座・新座の二座構成であった記述されている。しかし、この事実は、現在の村人からは確認できない。染田の『当屋順番帳』の記録によれば、すでに明治四一年（一九〇八）には東座・西座の二座構成になっているから、仮に古座・新座の名称があったとしても、それは一九〇八年以前のことと考えられる。なお、『肥後和男宮座資料』（一九三四）には、座の構成についての記述はない。毎年年初頭に作成される『寿命帳』によれば、一九九七年の宮座構成員は西座二十六軒、東座二十三軒となっており、現在、若干西座の方が構成員が多い。染田では東西の座から毎年二軒ずつ、計四軒が当屋をつとめてきたが、最近、東西の座構成の不均衡が当屋遂行にあたっての問題点となってきた。すなわち、『改正座規定 昭和四十三年度より実施』の末尾に、「昭和四十七年度分神主は西組のみ四人で奉仕のこと。昭和四十四年十月一日座より合に決定」との記事が見え、この年に東西の不均衡を調整する処置がとられていることがわかる。その理由として記録には、「人員整理上……」と記述されており、この処置は東西の調整であることが明らかである。その後、一九八二年、一九九〇年、一九九八年にも同様の処置が取られた。ほぼ八年に一回調整がおこなわれていることになる。

染田の宮座の当屋順序は、昔から『当屋順番帳』に記載された順序である。多田のような家並順でもなく、また、当主の年齢序列にもとづくものでもない。染田には現在、五冊の当屋順番帳が保存されている。東西別々に一九三三年以降の当番帳が二冊ずつと、さらに東座には一九〇八年以降の当番を記録した古い当番帳がある。これよりさらにさかのぼる当番帳は残されていない。この当番帳によれば、すでにのべたように一九七二年までは東西二軒ずつが順調に当屋を遂行している。二十数軒で構成される東西の宮座が毎年二軒ずつ当屋を設定すると、十二、三年に一度当屋がまわってうる計算になる。すでにのべた多田もほぼ同じ周

期で当屋がまわってくるから、この二つの村落の宮座は二、三年に一回当屋が回ってくることを基本にしながら、宮座が構成されていると見ることができるといえる。戸数の少ない多田の宮座は一座で構成され、戸数の多い染田が二座構成担っているのは、この当屋回転周期を維持するためと考えられる。このことはまた、当屋の役割を特定の家に集中せず拡散する方法でもある。

四軒の当屋の役割分担も役割拡散の方法のひとつである。東西の当屋四軒は当主の年齢によって序列がつけられ、もともとも年長の者は供物の準備など当屋の中心的役割を果たすオオドウヤ（大当屋）をつとめる。残りの当屋にも二、四の序列がつけられる。四人の当屋には、大祭（ださい）と呼ばれる年間の大きな四つの祭（正月、夏祭、秋祭例祭、新嘗祭）がひとつずつ割り当てられる。大当屋は秋の例祭を担当する。また、十月の例祭に供える餅は現在、四軒の当屋が等分に持ち寄り米で作られている。これも四軒の当屋に経済的負担を拡散しようとする方法である。しかし、大当屋以外の当屋の序列は必ずしも年齢順ではない例もある。

染田では毎年一月四日のだんじょう（初祈祷）の日に、宮座の構成員を年齢順に配列して記載した『寿命帳』が、東西それぞれ別々に作成される。まず、その年の当屋の名前（二人）、供物につづいて、「一老」「二老」……のように、たとえば「二十六老」まで当主の名前が年齢順に記載される。この場合の年齢はいわば絶対年齢であり、婿に来た当主もその年齢にしたがった位置に記載される。現在、染田の宮座構成員のなかには四、五人の婿が含まれているという。したがって、婿入りした時点に位置づける多くの村落の場合とは異なっている。また、『寿命帳』はその名の示す通り、各家の当主は死ぬまでこの帳面に記載されるから、一老、二老にとくに任期があるわけではない。すでに分析した多田では直会などの配役はすべて一老の役割であったが、染田では配役の役割は

氏子総代がつとめる。

当屋遂行に関連して、染田でも近親者に死者が出た場合、当屋をつぎの年に延期する忌服の制度がある。染田の文書には、忌服の範囲と期間を示す記載はないが、当番帳の初期の記述には斜線を施して、翌年に当屋をつとめた例はしばしば見られる。

染田では氏子について「出氏子」「逆氏子」（さかうじこ）という表現がある。これらはいずれも宮座の正式の構成員に対する表現である。出氏子は婚出などの転出者、逆氏子は、染田に婚入した女性や婚入りした者を指す。出氏子、逆氏子は例祭にあつて寄付をするが、逆氏子は出氏子よりも少なめの金額であるといわれる。

染田にはかつて、東北の谷あいの一九五〇年代まで約二反のミヤダ（宮田）があつた。宮田は当屋四軒で耕作し、供物の餅などを作つていたという。多田の宮田と同じように、宮田に代々伝わる種粳はとくになく、当屋の種粳を使ったという。

しかしながら、宮田が個人持ちになつた後は、米は当屋四軒が持ち寄る形態を取っている。現在は一斗二升ずつ持ち寄ることになっている。

## (2) 宮座儀式

現在の春日神社の例祭は十月第三土曜日、日曜日に行なわれる。この祭日は一九九四年からであり、以前は十月十六日、十七日の両日であつた。祭日変更の契機となつたのは子供御輿の



写真13 供物の準備 (10月18日)



写真14 宵宮直会 (10月18日)



写真15 別室に控える当屋 (10月18日)

巡行の実施である。<sup>(6)</sup> 奈良県各地の村落で子供御輿の巡行が最近の流行になつているが、染田もその例外ではない。

宵宮（十月第三土曜日、一九九七年十月十八日）

宵宮の行事は、早朝、大当屋の家での供物などの準備から始まる。当屋四軒の当主とその妻が大当屋の仕事場で餅つきから作業を始める。このとき作られるのは、鏡餅（三升餅、二重ね）、中くらい餅（一〇〇個）、たくさんさんの小餅のほかに赤飯やタクラと呼ばれる蒸し米である。全部で一斗二升の糯米が使われる。この準備は午後三時頃までかかる。このほかの供物も準備する。大当屋の家の門前には「春日神社 染田氏子」と書かれた大きな幟が立てられる。一方、大当屋以外の当屋は、春日神社での準備にあたる。拜殿、本殿、社務所に幕などを張り、大提燈を下げ、さらに参道の六か所に幟を立てる。夕方になると神社では玉串作りが行なわれる。玉串は神官（一）、新旧の村神主（八）、氏子総代（三）、



写真16 御供づくり (10月18日)



写真17 注連縄づくり (10月18日)

区長(一)の十三本つくる。これで準備は整う。

午後五時を過ぎると春日神社に村人が参拝に訪れる。女性や子供はも持たないが、直会に参加する当主たちは、手に手に風呂敷包みを持参する。風呂敷包みの中身は重箱などに盛られた料理と酒、急須(または携帯用ポット)である。染田の直会は現在でも、各家庭でつくった料理と酒を持ち寄って行なわれるのである。料理は大変豪華で、三段重ねの重箱を持参する人もいた。この料理は持参した人が食べ、ほかの人と交換することはない。この点では奄美や対馬の「一重一瓶」とは異なる。酒は当屋からも出される。六時になると、当主たちが拝殿前に整列する中で、当屋をつとめる四人が拝殿に昇り、氏子総代が簡単な祝詞を奏上する。宵宮には職業神主は来ない。

参拝が終わると、当主たちは社務所(籠所)に移動し着座する。女性の代理出席も最近認められているが、この年は女性は一人もいなかった。

座席は長老からほぼ年齢順であるが、厳格な年齢序列ではない。直会を采配する氏子総代は奥の席に着座する。当屋は別室に控える。別室にはタクラや酒もおかれている。直会における当屋の役割はおもに給仕である。服装もラフな服装が多く、紋付きなどを着ている人はいない。当屋も背広姿である。六時すぎから参会者は食事を始め六時半ころに氏子総代の指示で当屋が酒を出す。七時を過ぎると、持参した料理などを風呂敷に入れ始める人が出るが、直会はおもつづく。八時になると氏子総代が「注連縄と御供づくりをはじめ」と挨拶して、直会はひとまず中断となる。社務所全体をつかって、注連縄と御供づくりが平行して行なわれる。注連縄づくりは年齢の上の人が担当し、御供づくりは比較的若い当主たちが担当する。これは誰も指図したものではないが、自然にこのような分業になるといえる。注連縄は合わせて一一本つくる。御供は八二個つくる。

注連縄と御供づくりは一時間ほどで終了し、九時すぎから「これから夜食もろうてゆつくりやってくれ」との氏子総代のことばで、直会が再開される。比較的年寄はふたたび風呂敷包みを開いて残り物を食べるが、若い人は開かない。一〇時前に氏子総代が翌日の例祭の予定を告げて、再開された直会は約一時間で解散となる。染田の宵宮の行事がこれで終了となる。染田では宵宮のお渡りは行なわれなかった。

例祭(十月第三日曜日、一九九七年十月十九日)

二日目の行事は、早朝の春日神社の注連縄の張り替えから始まる。これも当屋の役割である。祓殿の御幣も取り替えられる。八時半を過ぎるとかすが神社に子供たちが集まり始める、御輿の巡行が行なわれるからである。九時には神官も到着し、すぐ御輿に御霊を移す。そのあと御輿のお祓いが行なわれ、御輿は出発する。御輿は染田の集落を一周する。

一方、大当屋の家では神官、氏子総代、当屋などが集合し、まず、十時頃、お渡りを前にして膳が出される。当屋の妻たちも参加する。大当



写真19 集落をまわる御輿(2) (10月19日)



写真18 集落をまわる御輿(1) (10月19日)



写真21 集落をまわるお渡り (10月19日)



写真20 当屋を出発するお渡り (10月19日)



写真20 当屋渡し (10月19日)

屋が「よくお集まりくださいました。むさ苦しい所ですが、どうぞごゆつくりなさって下さい」と挨拶し食事が始まる。三十分ほどで食事は終了し、当屋は白い神主衣装に着替え、烏帽子をつけてお渡りにそなえる。

十一時頃、いよいよお渡りが春日神社に向けて出発する。御幣を持った氏子総代を先頭に氏子総代、神官、今年の当屋、翌年の当屋がつづく。当屋は二つの太鼓をたたきながらお渡りする。最後尾には当屋の妻たちが平服でつく。約十五分かかって、お渡りの行列は春日神社に到着した。ほかの村人たちもすでに春日神社に集合し、例大祭の型どりの神事が始まる。

例大祭が終わると当主たちは社務所に移動し、宵宮と同様にほぼ年齢順に着座して直会が始まる。この日の直会には肴として、大根の膾が出される。直会に先立って当屋が別室で膾を準備する。直会ではまず、「当屋渡し」が行なわれる。社務所の上座に当屋渡しの席が用意され、新旧八人の当屋が着座し、氏子総代の采配でサカズキが交わされる。まず今年の当屋四人が大当屋から順に酒を飲む。終わると、一旦、総代にサカズキを戻して来年の当屋が順々に酒を飲む。当屋のそれぞれの席には膾とスルメが肴として配られる。八人の当屋が酒を飲み終わると、今年の大当屋が「お宮さんを守らせて頂き



写真21 供物の鏡餅は等分に切り分けられる (10月19日)

ました。皆様のご協力を得て、今日を迎えられました。ありがとうございますと挨拶し、つづいて来年の大当屋が、「前年度の四名にはお世話になりありがとうございますと私ども四名、これから一年間、お守りさせて頂きます。よろしくお願ひします」と挨拶して、当屋渡しの儀礼は終了する。多田と同じように宮座の全員の前で当屋渡しを行なうのは、この地域の宮座の特徴のひとつである。

つづいて氏子総代の「お神酒まわったか。どうぞいただいて下さい」とのことばで、例大祭の直会が始まる。別室では神前に供えた鏡餅を当屋が、同じ大きさになるように切り分けて、参会者に配る。また、小餅もこのとき全員に配られる。この日の直会の肴は餅、膾、スルメのみできわめて簡素である。直会は一時間ほどで終了し、例大祭の行事はすべて終わりとなる。

### (3) 染田の宮座の特徴

染田の宮座の特徴は以下のように要約できる。染田の宮座は少なくとも明治末以降、東座西座の二座で構成されている。現在の各座の構成員は二五軒前後で、家の地理的位置によって所属が決定される。各座とも毎年二人ずつ当屋を出すから、十二〜三年に一度当屋が回ってくることになる。これはきわめて早い回転であるが、複数の当屋を設定することによって当屋の役割と経済的負担を軽減し、結果として役割を拡散しよ

うとするシステムと考えられる。染田の当屋の順序は家並順でも年齢順でもなく、昔からの一定の順序である。この順序は『当屋順番帳』によってその都度確認される。東西合わせて四軒の当屋のうち、当主の年齢がもっとも高い当屋が、祭祀の中心的役割を果たす大当屋となる。他の三軒の当屋もほぼ年齢順に序列が決められる。染田の宮座は直会の座順もほぼ年齢順にしたがっており、基本的な当屋制原理のもとで年齢序列は構成員の地位関係の設定において補助的な役割をはたしているといえよう。この点は多田と場合と同じである。染田の宮座儀礼は基本的に多田に類似しているが、宵宮のお渡りがない点や供物の調製が全員がそろった直会の席でつくられるなどの細かな点では、多田との儀礼的差異がみとめられる。

染田では宮座以外にも当屋制原理のもとづく組織や制度がかなり認められる。「歩き」とよばれる集落の連絡役や雑用係としての「人足」、死体の埋葬にかかわる「山師」のほか、愛宕講や伊勢講などにおいても当屋制原理が認められる。これらの順序を記録した『あるき 人足 山師等順番記録簿 染田区』という分厚い記録帳もある。この点において染田は宮座ばかりでなく、村落組織が基本的に対等を原則とする当屋制原理によって規定されているといえる。

### ④ 結語―東里地区の宮座の特徴―

これまで室生村東里地区の二つの村落、多田と染田の宮座について、その組織と儀礼の特徴を考察してきた。ここではこの二つの村落の宮座を東里地区全体の宮座と比較して、あらためてその構造的性質を明らかにしたいと思う。

表1は、室生村東里地区の宮座を主要な指標について比較したものである。この表からこの地域の宮座の特徴として以下の諸点を指摘できよ

表1 室生村東里地区7集落の宮座の比較

	東無山 (22)	多田 (27)	染田 (52)	小原 (50)	上笠間 (63)	下笠間 (95)	深野 (90)
神社 宮座類型 座数 複数座	九頭神社 株座 本座・平座 階層別	九頭神社 村座 一座 —	春日神社 村座 東・西 地域	八幡神社 村座 一座 —	新宮神社 村座 本座・平座 新旧、地域	九頭神社 村座 一座 —	神明神社 村座 本座・平座 地域
村神主 当屋 中心当屋 当屋順序	(当屋) 1軒 —	(当屋) 2軒 1組 年長が兄当屋 家並順	(当屋) 4軒 1組 年長が当屋 決まった順	(当屋) 4軒 1組 年長が当屋 決まった順	座頭 4軒 1組 くじ 帳簿順	宮年寄 7人 身分 一七歳若当	宮年寄 各座 1人 —
祭費負担 神田 祭礼 本座 料理 指図 お渡り 当渡し 餅分割	当屋 当屋田 10/25 — — — 10/25当屋 —	当屋 宮田 10/16、17 ○ (10/17) [料理持参] 一老指図 ○ (10/16、17) 10/17 本座 ○ (24)	当屋 [宮田] 10/18、19 ○ (10/19) 料理持参 総代指図 ○ (10/19) 10/19 本座 なし	当屋 なし 10/17、18 ○ (10/18) 当屋 — ○ (10/18) 10/18 本座 なし	当屋 — 10/18、19 ○ (10/18) 当屋 — 現在なし 10/18 なし	当屋 — 10/17、18 ○ (10/18) — — なし 10/18 —	— 宮講田 10/19、20 — — 一老が指図 ○ (10/20) 10/20 本座 —

( [ ] 内は現在はない。—は不明)

う。第一は、この地域では少なくとも現在は村座が多く、株座は東無山にあるのみである。第二は、戸数の少ない村落は一座の構成、大きい村落は複数座を構成する傾向がみとめられることである。しかも複数座の多くは地域別の編成である。しかしながら、たとえば染田と小原のように同じ集落規模でありながら座数が異なる場合がある。したがって、戸数と座数という二つの変数の関係は、何年に一度当屋を回すかという事実に関連している。この地域の宮座は、多田、染田のように十数年に一回ずつ当屋を遂行する村落と、小原のように一代に一度回転させる村落とがあり、これは当屋遂行をどのように認識するかにかかっていると見えよう。奈良県に隣接にする滋賀県の宮座は、一代に一回当屋をつとめることを基本として宮座が編成されている例が多いが、東里地区では格段に回転の早い宮座が存在することは、今回の調査の一つの発見である。

第三は、複数の家々が組をなして当屋を勤める例が多いことである。この組は偶然的な組であり固定的ではない。このうち一軒を中心の当屋(大当屋など)とし、残りの当屋をその補佐役とする傾向がある。複数の当屋を設定するのは、当屋の祭祀的役割と経済的負担の分散化が目的であると考えられる。この意味で、東里地区の宮座は特定の当屋に著しく役割を集中させることを避ける傾向が認められる。第四は、当屋の役割について笠間川上流に位置する東無山、多田、染田、小原と下流の上笠間、下笠間、深野では顕著な差異が認められることである。前者は当屋神主のことに象徴されるように、当屋がカミを祀るいわば神主的役割と、供物や直会の準備などにあたる役割の双方を担う傾向が強いことである。この地域でしばしば使われる「村神主」という表現もこのことをよく示しているといえよう。これに対して下流の村落の宮座では、当屋は専ら供物や直会の準備などにあたり、「宮年寄」「座頭」のように祭祀的役割の担当を別に設定する傾向が強い。

第五は、下笠間の事例を除けば、当屋の順序は家並順、帳簿順が多く、年齢順に当屋をつとめる村落はみられないことである。この意味で、この地域では、宮座の年齢的要素が希薄であり、中心当屋の選定や、直会の座の采配など年齢序列が関係する程度であるといつてよい。つまり、年齢序列は当屋制を補完する役割しかもたず、したがって、この地域の宮座の基本的制度が当屋制である。

ここで本稿の冒頭で設定した二つの課題に即して、結論を要約すれば以下のとおりである。ひとつは、宮座における家原理としての当屋制原理と個人原理としての年齢序列の問題である。この地域の宮座の基本的原理は家を単位とする当屋制原理であり、年齢序列はそのなかで個人の地位関係を設定する補助的な役割を果たしているにすぎないのである。いまひとつは、当屋への役割および負担集中の程度の問題である。この点についていえば、この地域の宮座は、特定の家に極端に役割を集中させることを避け、複数の当屋が役割を分担したり、費用を負担する傾向が強いと考えることができる。

註

- (1) 本稿は、二〇〇二年一月二十六日開催された国立歴史民俗博物館の基幹研究「カミ祭祀・葬墓制と地域社会」研究会における報告「『当屋制』再考―大和室生村の宮座を中心に―」の一部をまとめたものである。
- (2) 村組としての垣内には、神は祀られていない。
- (3) 一九八六年改正の規程には「神社参拝の服忌に関する件」として、以下のよう

両親	一ケ年
外親	三ヶ月、外兄弟姉妹
祖父母	三ヶ月
曾祖父母	三ヶ月
妻	三ヶ月
子	二ヶ月
外子	七日

- 孫 一ヶ月
- 叔父叔母 一ヶ月
- 甥姪 七日
- 従兄弟姉妹 三日
- 兄弟姉妹 一ヶ月
- (4) 多田には九頭神社の当屋二軒のほかに、都祁水分神社の祭祀にあたる当屋が毎年二軒ある。
- (5) 染田でも当屋は、「当屋神主」「村神主」とも呼ばれる。染田でも春日神社の当屋のほかに都祁水分神社の当屋が四軒選定される。
- (6) 当時の記録には、「本年度から春日神社の秋祭に子供御輿を奉納して頂きました。子供会で御輿を担いで区内を巡回して頂く関係で祭の日を十月第三日曜日に行なうことに成りました」とある。子供御輿の巡行の開始は、子供を祭に参加させることによって、祭の賑わいを増すのが目的であると考えられる。

参考文献

- 蒲生 正男(一九八二)「奈良県東北部における神社祭祀と村落構造」、坪井洋文編『祭祀の世界と村落―儀礼・司祭者・共同体―』、四九―五五頁。
- 蒲生正男編(一九八〇)「大和室生農村の社会構造―奈良県宇陀郡室生村小原―」、『明治大学政経学部社会学関係ゼミナル報告』一六、八九―二三頁。
- 蒲生正男編(一九八二)「大和室生農村の社会構造(そのⅡ)―奈良県宇陀郡室生村上笠間―」、『明治大学政経学部社会学関係ゼミナル報告』一七、三一―一八四。
- 肥後 和男(一九三四)『肥後和男宮座資料』
- 室生村史編集委員会(一九六〇)『室生村史』
- 上野 和男(一九九二)「荒蒔の神社祭祀と社会構造―宮座・家族・村落組織を中心として―」、『国立歴史民俗博物館研究報告』四三、二四五―三二〇。

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

(二〇〇三年二月二十八日受理、二〇〇三年六月二十六日審査終了)

## **The Miyaza System and Rites in Northeastern Nara Prefecture**

UENO Kazuo

This paper reports on the miyaza (council of elders who represented families who claimed association with a local shrine and who annually elected a shrine official to run festivals) system and the structure of religious services on the basis of local investigations conducted since 1997 in the northeastern part of Nara Prefecture with a primary focus on the two settlements of Tada and Someda in the Higashisato district of Muro village. The following are the two main issues addressed in this paper. First, by providing examples I examine the involvement of the toya system (appointment of head of a miyaza) which is the structural principle of the miyaza at a family level, and an age-based hierarchy, which is the structural principle at an individual level. In the districts studied here age-based hierarchy has maintained a special importance as the positions and the performance of religious services are determined according to age. Accordingly, the issue requiring address here is one of the questions presented by the general theory on the miyaza system. Second, one issue in relation to the structure of miyaza rites concerns the methods used when miyaza actually performed religious services. In other words, this is a question of whether a religious role and economic burden are concentrated on a specific toya (miyaza head). Research into the miyaza system to date has uncovered the existence of two such types, and the second issue covered here is an investigation of what kind of trends are to be found in the districts that have been studied.

The findings of these investigations have resulted in the following conclusions. One is that the fundamental principle of the miyaza in these districts is the principle of the toya system wherein families form the basic unit, and that the age-based hierarchy performs a supplementary role within this in determining the positional relationships between individuals. A second conclusion is that the miyaza in this district have avoided extreme concentration in specific families, resulting in a tendency to divide roles between several toya, and to share the burden of expenses.